

第2回検討委員会での各委員からの意見等に対する修正点について

1 第2回検討委員会資料の修正等について

第2回委員会における指摘・意見等	対応
①第2章第1節の図 2-1-4 ごみ処理フローの下部にある式「ごみ総排出量＝集団回収量＋計画処理量＋直接搬入量」は間違いではないか。（第2回委員会資料2の7ページ図2-1-4）	フロー図の下に記載した解説に誤りがあった。 なお、環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」のごみ処理フローの例により修正した。（資料2、7ページ）
②第2章第3節の(2)くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況の中の「浄化槽汚泥」や「残渣」は注を付した方がいいのではないか。（第2回委員会資料2の16ページ）	「浄化槽汚泥」、「残渣」について、脚注を付した。（資料2、16ページ）
③第4章第2節の将来の浄化槽汚泥量には、単独浄化槽から合併浄化槽に移行したことで増加する浄化槽汚泥の量も算定しているのか。（第2回委員会資料の34ページ）	単独浄化槽汚泥及び合併浄化槽汚泥の排出原単位については、把握が困難であるため浄化槽汚泥全体の過去5年の実績の平均値を用い算定を行った。 浄化槽汚泥の将来推計値の算定には他に適切な排出原単位はないためこのままとしたい。（資料2、34ページ）
④第6章について、水銀廃棄物の分別収集に取り組んでいる県内市町村数などの目標設定はできないか。（第2回委員会資料2の40～44ページ）	次のとおり追記した。 「○技術的助言を行うことにより、全市町村における水銀含有廃棄物の適切な処理を目指します。」（資料2、48ページ）
⑤第7章第1節の(2)、災害廃棄物の処理主体が市町村であることの説明が必要ではないか。（第2回委員会資料2の45ページ(2)の1番目の○）	次のとおり修正した。 「災害廃棄物は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物であり、一般廃棄物処理について統括的な責任を有する市町村がその処理主体となります。」（資料2、51ページ）
⑥第7章第1節の(3)、対象とする災害に「地震及び風水害」とあるが、注記には「地震・津波被害想定調査」とあるように表記を統一すればどうか。（第2回委員会資料2の45ページ）	「地震・津波」に表記を統一した。（資料2、51ページ）
⑦第7章第2節の表 7-2-1 市町村及び県の役割分担の県の役割に、市町村への人的支援も追記できないか。（第2回委員会資料2の48ページ）	県の役割の災害応急対応以降の体制整備中に「人員等支援の検討」を追記した。（資料2、53ページ）

2 その他の修正点について

- (1) 図表の根拠となる出典資料名等について、次のとおり表記を修正した。
- ① 資料を転載した場合：「(資料名)」(資料作成機関名)
例 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)
- ② 資料を編集・加工し利用する場合：
「(資料名)」(資料作成機関名)をもとに(編集・加工者)作成
例 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県廃棄物対策課作成
- (2) 国の基本方針(素案)に「都道府県が策定する『災害廃棄物処理計画』」と記載されたことにより、本文第7章を熊本県が策定する「災害廃棄物処理計画」として位置づけ、第1章第4節「計画の位置付け」に記載した。
(資料2、2ページ)
- (3) 第2章第1節「(3)最終処分量の状況」について、一般廃棄物の最終処分量は、現状で推移すれば現行計画での目標53千トン(平成27年度)を概ね達成できるとしていたが、一方で第4章の将来推計(平成32年度)においては一般廃棄物の最終処分量は約54千トンに上ると算定しており、平成27年度における目標達成はやや厳しいとの表記に修正した。(資料2、12ページ)
- (4) 第2章第3節「一般廃棄物(し尿)の現状と課題」の表2-3-1の浄化槽水洗化率については、「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の例に倣い、コミュニティ・プラント人口を除く数値とした。(資料2、15ページ)
- (5) 第5章については、計画の目標値の設定及び目標達成のための取組みの方向性が内容であるため、表題を「循環型社会形成のための目標・取組みの方向性」に変更した。(資料2、37ページ～)
- (6) 第7章の構成を次のとおり変更した。(資料2、51ページ～)

旧	新
第7章 災害廃棄物の処理に関する事項	第7章 災害廃棄物の処理に関する事項 <u>(熊本県災害廃棄物処理計画)</u>
第1節 災害廃棄物処理対策の基本的事項	第1節 災害廃棄物処理対策の基本的事項
第2節 役割分担及び協力・支援体制	第2節 役割分担及び協力・支援体制
第3節 <u>災害廃棄物の処理</u>	第3節 <u>市町村災害廃棄物処理計画の策定に係る留意事項</u>
第4節 災害廃棄物処理シミュレーション	第4節 災害廃棄物処理シミュレーション
	第5節 <u>災害廃棄物処理実行計画の策定に係る留意事項</u>

下線部：変更箇所